

千葉県道路協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「千葉県道路協議会」（以下本協議会）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、千葉県内における道路施策等に関する検討及び幹線道路の計画・調整、並びに道路行政に関する啓発活動を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 本協議会は、前条の目的に関係ある官公署団体をもって組織し、委員会及び幹事会により構成する。

2 委員長は千葉県県土整備部長、副委員長は千葉県県土整備部都市整備局長の職にあるものをもってこれにあてる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 幹事長は千葉県県土整備部道路計画課長、副幹事長は千葉県県土整備部道路整備課長の職にあるものをもってこれにあてる。

5 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

6 委員及び幹事については、別紙のとおりとするが、委員長及び幹事長は必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

7 本協議会は、道路に関する専門的事項や地域の課題等を調査検討するため、委員長が必要と認めるときは、部会及び分科会を設置することができる。

8 本協議会は、必要に応じ地域住民からの意見を聴取するため、公聴会、意見募集等を行うとともに、有識者からの意見を聴取するための懇談会を適宜実施することができる。

（事業）

第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため次の事業を行う。

（イ）千葉県内における道路施策等に関する検討事項。

（ロ）千葉県内における幹線道路に関する計画・調整事項。

（ハ）本協議会の趣旨を周知させるための啓発宣伝に関する事項。

（ニ）その他、本協議会の目的達成に必要と認められる事項。

(運営)

第5条 本協議会の委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

3 部会及び分科会は幹事長が招集し、部会長及び分科会長が運営する。

(事務局)

第6条 本協議会の事務局は、千葉県県土整備部道路計画課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

(附則)

この規約は平成14年3月22日から施行する。

この規約は平成28年 月 日から施行する。